

環境問題に係る主要基準集

(水質・土壌・底質)

第 11 版

平成 28 年 5 月

一般財団法人鹿児島県環境技術協会

I 水質

1 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46.12.28 環告 59）

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本工業規格JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表7に掲げる方法

備考: 1 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法による測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	—
測定方法		規格12.1に定める方 法又はガラス電極を用 いる水質自動監視測 定装置によりこれと 同程度の計測結果の 得られる方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げる方 法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法

備考：1 基準値は、年間平均値とする。

2 農業水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水 1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イナ, サマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼, 海域もこれに準ずる。）				

② 湖 沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・水産 1 級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級・工業用水 1 級農業用水及び C の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規格 17 に定め る方法	付表 9 に掲げる 方法	規格 32 に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	最確数による 定量法
備 考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2,3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水産 1, 2, 3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道 3 級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

測 定 方 法	規格 45.2, 45.3, 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法
備考		
1 基準値は、年間平均値とする。		
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。		
3 農業用水については、全隣の項目の基準値は適用しない。		

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

〃 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

〃 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	ワナ、サマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生育できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生育できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生育できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法

③ 海 域

ア

項目 類型	利 用 目 的 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測 定 方 法		規格 12.1 に定め る方法又はガラス電 極を用いる水質自動 監視測定装置によ りこれと同程度の 計測結果の得られ る方法	規格 17 に定める 方法(ただし、B 類型の工業用水 及び水産2級の うちリ養殖の利 水点における測 定方法はアルカリ性 法)	規格 32 に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	最確数による 定量法	付表 13 に掲げ る方法

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種・工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下
測 定 方 法		規格 45.4 又は 45.6 に定め る方法	規格 46.3 に定める方法

備考：1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9. 3. 13 環告 10)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。) 55. 2, 55. 3又は55. 4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38. 1. 2及び38. 2に定める方法, 規格38. 1. 2及び38. 3に定める方法又は規格38. 1. 2及び38. 5に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格65. 2に定める方法 (ただし, 規格65. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には, 規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格61. 2, 61. 3又は61. 4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本工業規格JIS K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法, トランス体にあつては日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格67. 2, 67. 3又は67. 4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43. 2. 1, 43. 2. 3, 43. 2. 5又は43. 2. 6に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格43. 1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格34. 1若しくは34. 4に定める方法又は規格34. 1c) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては, これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格47. 1, 47. 3又は47. 4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考: 1 基準値は年平均値とする。ただし, 全シアンに係る基準値については最高値とする。 2 「検出されないこと」とは, 測定方法の欄に掲げる方法による測定した場合において, その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は, 規格43. 2. 1, 43. 2. 3, 43. 2. 5又は43. 2. 6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は, 規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

2 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(1) 排水基準を定める省令 (昭和 46. 6. 21 総理府令 35)

ア 有害物質

表 1 (別表第 1 (第 1 条関係))

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルメトン及び EPN に限る)	1 mg/L	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
		1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
		チウラム	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (総水銀)	0.005 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
		ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L
アルキル水銀	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L		海域 15 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	※100 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L	—	—

※ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含量

備考 1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際現にゆう出している温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注 1 カドミウムについて次の 4 業種については、以下の暫定基準を設定する。

- 1) 金属鉱業 0.08 mg/L (平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日まで)
- 2) 非鉄金属第 1 次製錬・製造業 (亜鉛に係るもの) 0.09 mg/L
(平成 26 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで)
- 3) 非鉄金属第 2 次製錬・製造業 (亜鉛に係るもの) 0.09 mg/L
(平成 26 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで)
- 4) 溶融めっき業 0.1 mg/L (平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日まで)

注 2 1,4-ジオキサンについて次の 2 業種については、以下の暫定基準を設定する。

- 1) エチレンオキサイド製造業 6 mg/L (平成 27 年 5 月 1 日から平成 30 年 5 月 24 日まで)
- 2) エチレングリコール製造業 6 mg/L (平成 27 年 5 月 1 日から平成 30 年 5 月 24 日まで)

イ その他の項目

表2 (別表第2 (第1条関係))

排水基準項目	許 容 限 度	排水基準項目	許 容 限 度
pH(水素イオン濃度)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6	銅含有量	3 mg/L
	海域に排出されるもの 5.0~9.0	亜鉛含有量	2 mg/L
BOD(生物化学的酸素要求量)	160(日間平均120) mg/L	溶解性鉄含有量	10 mg/L
COD(化学的酸素要求量)	160(日間平均120) mg/L	溶解性マンガ含有量	10 mg/L
SS(浮遊物質量)	200(日間平均150) mg/L	クロム含有量	2 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類 5 mg/L	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
	動植物油脂類 30 mg/L	窒素含有量	120(日間平均60)mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	燐含有量	16(日間平均 8)mg/L
備 考			
<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ含有量及びクロム含有量の排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下、同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>			

3 飲料水

(1) 水道法に基づく水質検査

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成 23 年 1 月 28 日厚生労働省令第 11 号）」

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
1	一般細菌 1mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること	27	総トリハロメタン 0.1mg/L 以下
2	大腸菌 検出されないこと	28	トリクロ酢酸 0.03mg/L 以下
3	カドミウム及びその化合物 カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下	29	ブロモジクロロメタン 0.03mg/L 以下
4	水銀及びその化合物 水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下	30	ブロホルム 0.09mg/L 以下
5	セレン及びその化合物 セレンの量に関して、0.01mg/L 以下	31	ホルムアルデヒド 0.08mg/L 以下
6	鉛及びその化合物 鉛の量に関して、0.01mg/L 以下	32	亜鉛及びその化合物 亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物 ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下	33	アルミニウム及びその化合物 アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
8	六価クロム化合物 六価クロムの量に関して、0.05mg/L 以下	34	鉄及びその化合物 鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素 0.04 mg/L 以下	35	銅及びその化合物 銅の量に関して、1.0mg/L 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン シアンの量に関して、0.01mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物 ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10mg/L 以下	37	マンガン及びその化合物 マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物 フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下	38	塩化物イオン 200mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物 ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） 300mg/L 以下
14	四塩化炭素 0.002mg/L 以下	40	蒸発残留物 500mg/L 以下
15	1,4-ジニトロベンゼン 0.05mg/L 以下	41	陰イオン界面活性剤 0.2mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下	42	ジエオキシベンゼン 0.00001mg/L 以下
17	ジクロロメタン 0.02mg/L 以下	43	2-メチルイソボルネオール 0.00001mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤 0.02mg/L 以下
19	トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下	45	フェノール類 フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下
20	ベンゼン 0.01mg/L 以下	46	有機物(TOC) 3mg/L 以下
21	塩素酸 0.6 mg/L 以下	47	pH 値 5.8 以上 8.6 以下
22	クロ酢酸 0.02mg/L 以下	48	味 異常でないこと
23	クロホルム 0.06mg/L 以下	49	臭 気 異常でないこと
24	ジクロロ酢酸 0.03mg/L 以下	50	色 度 5 度以下
25	ジブロモクロロメタン 0.1mg/L 以下	51	濁 度 2 度以下
26	臭素酸 0.01mg/L 以下		

（平成 27 年 4 月 1 日から施行）

(2) 建築物衛生法施行規則第4条に基づく水質検査（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年4月1日施行））

【水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源としている場合（A）】

ア. 6ヶ月に1回：

項目名	検査項目	基準値	備考
11項目	一般細菌	100 個/mL以下	
	大腸菌	検出されないこと	
	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	
	塩化物イオン	200 mg/L以下	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	
	pH値	5.8以上8.6以下	
	味	異常でないこと	
	臭気	異常でないこと	
	色度	5 度以下	
	濁度	2 度以下	
5項目	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1 回目の水質試験の結果、水質基準に適合した場合、次回の水質検査は省略可。
	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	
	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	
	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	
	蒸発残留物	500 mg/L以下	

イ. 1年に1回：

項目名	検査項目	基準値	備考
12項目	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	6月1日から9月30日の間
	塩素酸	0.6 mg/L以下	
	クロ酢酸	0.02mg/L以下	
	クロホルム	0.06mg/L以下	
	ジクロ酢酸	0.03mg/L以下	
	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	
	臭素酸	0.01mg/L以下	
	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	
	トリクロ酢酸	0.03 mg/L以下	
	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	
	ブromホルム	0.09mg/L以下	
	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	

【地下水その他の(1)以外の水を水源の全部又は一部としている場合（B）】

ア. 給水の開始前：水道水に係る全項目（51項目）試験

イ. 6ヶ月に1回：(A) のアに同じ

ウ. 1年に1回：(A) のイに同じ

エ. 3年に1回：

項目名	検査項目	基準値	備考
7項目	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	
	フェノール類	0.005mg/L以下	

4 公共下水道の流入規制

〔昭和 34. 4. 22 政令 147
下水道法施行令 第 9 条, 9 条の 4, 9 条の 5〕

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準) 第9条の4 法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ該当各号に定める数値とする。	
1 カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
2 シアン化合物	1 mg/L 以下
3 有機燐化合物	1 mg/L 以下
4 鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
5 六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
6 砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9 ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L 以下
10 トリクロエチレン	0.1 mg/L 以下
11 テトラクロエチレン	0.1 mg/L 以下
12 ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
13 四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
15 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
20 チウラム	0.06 mg/L 以下
21 シマジン	0.03 mg/L 以下
22 チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
23 ベンゼン	0.1 mg/L 以下
24 セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
25 ほう素及びその化合物	(河川)10mg/L 以下 (海域)230mg/L
26 ふっ素及びその化合物	(河川)8mg/L 以下 (海域)15mg/L
27 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
28 フェノール類	5 mg/L 以下
29 銅及びその化合物	3 mg/L 以下
30 亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
31 鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下
33 クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
34 ダイキシン類	10 pg/L 以下
備考	
2 前項各号に定める数値は、国土交通省令、環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。	
3 第1項第34号に定める数値は、ダイキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令、環境省令で定めるところにより2,3,7,8-4塩化ジベンゾ-p-ハラジキシンの量に換算した数値とする。	
4 水質汚濁防止法第3条第3項又はダイキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第1項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。	
5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について第1項の基準(前項の規定が適用される場合にあっては、同項の基準)より緩やかな排水基準が適用されるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。	

(1) 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して、公共下水道を使用する者に対し、次の各号に定める範囲内の水質については、除外施設を設けるよう条例で定めることができる。

- ① 温度 45 度以上
- ② 水素イオン濃度 5 以下又は 9 以上
- ③ ノルマルキサン抽出物質含有量
 - イ 鉱油類含有量 5mg/L を超えるもの
 - ロ 動植物油脂類含有量 30mg/L を超えるもの
- ④ 沃素消費量 220mg/L 以上

(2) 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される汚水については、それらの施設から排除される汚水の合計量はその処理施設で処理される汚水量の 1 / 4 以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、次の項目に関し、次の各号に定める範囲内の水質を条例で定めることができる。

- ① アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 125mg/L 未満
- ② 水素イオン濃度 5.7 を超え 8.7 未満
- ③ 生物化学的酸素要求量 300mg/L 未満 (5 日間につき)
- ④ 浮遊物質 300mg/L 未満
- ⑤ 窒素含有量 150mg/L 未満
- ⑥ 燐含有量 20mg/L 未満

5 水浴場の水質判定基準

(1) 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- 1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- 2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、水質AA及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油脂の有無	COD	透明度
		適	水質AA 不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm 以上
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満～ 50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 以上	50cm 未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

CODの測定は、日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。

透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(2) 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- 1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が 400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- 2) 油膜が認められたもの。

6 水産用水基準[2012年版]

(1) 有機物 (COD, BOD)

1) 淡水域

(1) 河川

- ① 自然繁殖の条件として、20°C5日間のBODは3mg/L以下であること。ただし、サケ、マス、アユを対象とする場合は2mg/L以下であること。
- ② 成育の条件としては、20°C5日間のBODは5mg/L以下であること。ただし、サケ、マス、アユを対象とする場合は3mg/L以下であること。

(2) 湖沼

- ① 自然繁殖の条件として、COD_{Mn} (酸性法)は4mg/L以下であること。ただし、サケ、マス、アユを対象とする場合は2mg/L以下であること。
- ② 成育の条件として、COD_{Mn}は5mg/L以下であること。ただし、サケ、マス、アユを対象とする場合は3mg/L以下であること。

2) 海域

- ① 一般の海域では、COD_{OH} (アルカリ性法)は1mg/L以下であること。
- ② ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域ではCOD_{OH}は2mg/L以下であること。

(2) 全窒素、全リン

1) 湖沼

コイ、フナを対象とする場合	全窒素	1.0	mg/L以下
	全リン	0.1	mg/L以下
ワカサギを対象とする場合	全窒素	0.6	mg/L以下
	全リン	0.05	mg/L以下
サケ科、アユ科を対象とする場合	全窒素	0.2	mg/L以下
	全リン	0.01	mg/L以下

2) 海域

環境基準が定める水産1種	全窒素	0.3	mg/L以下
	全リン	0.03	mg/L以下
水産2種	全窒素	0.6	mg/L以下
	全リン	0.05	mg/L以下
水産3種	全窒素	1.0	mg/L以下
	全リン	0.09	mg/L以下
ノリ養殖に最低限必要な栄養塩濃度	無機態窒素	0.07	~0.1mg/L
	無機態リン	0.007	~0.014mg/L

(3) 溶存酸素 (DO)

- 1) 河川及び湖沼では6mg/L以上。ただし、サケ、マス、アユを対象とする場合は7mg/L以上であること。
- 2) 海域では6mg/L以上であること。
- 3) 内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素は4.3mg/L (3mL/L) であること。

(4) 水素イオン濃度(pH)

- 1) 河川及び湖沼では6.7~7.5であること。
- 2) 海域では7.8~8.4であること。
- 3) 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと。

(5) 懸濁物質(SS)

1) 淡水域

(1) 河川

- ① 懸濁物質は 25mg/L 以下であること。ただし、人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/L 以下であること。
- ② 忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。
- ③ 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。

(2) 湖沼

- ① 貧栄養湖で、サケ、マス、アユなどの生産に適する湖沼においては、自然繁殖及び生育に支障のない条件として、透明度は 4.5m 以上、懸濁物質は 1.4mg/L 以下であること。
- ② 温水性魚類の生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度は 1.0m 以上、懸濁物は 3.0mg/L 以下であること。

2) 海域

- (1) 人為的に加えられる懸濁物質は 2mg/L 以下であること。
- (2) 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と生長に影響を及ぼさないこと。

(6) 着色

- 1) 光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。
- 2) 忌避行動の原因とならないこと。

(7) 水温

水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。

(8) 大腸菌群

大腸菌群数(MPN)が 100mL あたり 1,000 以下であること。ただし、生食用カキを飼育するためには 100mL あたり 70 以下であること。

(9) 油分

- 1) 水中には油分が検出されないこと。
- 2) 水面に油膜が認められないこと。

(10) 有害物質

有害物質の基準値は、表 1, 表 2, 表 3, 表 4 及び表 5 に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(11) 底質

- 1) 河川及び湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。
- 2) 海域では乾泥として COD_{OH} (アルカリ性法) は 20mg/g 乾泥以下、硫化物は 0.2 mg/g 乾泥以下、ノルマルヘキサン抽出物 0.1% 以下であること。
- 3) 微細な懸濁物が岩面、礫または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。
- 4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験 (昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号) により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。
- 5) ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。

[備考]

- 1) 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物の許含有量の決定をまって基準値を定める。
- 2) 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。
- 3) 分析方法: 人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目に含まれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準値については公定法または一般的に用いられている方法 (海洋観測指針第 1 部(1999)、水質汚濁調査指針(1980)、沿岸環境調査マニュアル(底質・微生物編)(1990)、環境測定分析法注解(1985)) 等を採用して差し支えない。

表1 人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
カドミウム	0.003	0.003	JIS K0102*の55.2, 55.3又は55.4
全シアン	0.005	0.001	JIS K0102の38.1.2と38.2又は38.1.2と38.3
鉛	0.003	0.003	JIS K0102の54
六価クロム	0.0002	0.01	JIS K0102の65.2
砒素	0.01	0.01	JIS K0102の61.2又は61.3
総水銀	0.0002	0.0001	付表**1
アルキル水銀	検出されないこと	0.001	付表2
PCB	検出されないこと	検出されないこと	付表3
ジクロロメタン	0.02	0.02	JIS K0125***の5.1, 5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002	0.002	JIS K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	JIS K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	JIS K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.02	JIS K0125の5.1, 5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5	JIS K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	JIS K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.03	0.03	JIS K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01	0.002	JIS K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	JIS K0125の5.1, 5.2又は5.3.1
チウラム	0.006	—	付表4
シマジン	0.003	—	付表5.1又は5.2
チオベンカルブ	0.001	0.02	付表5.1又は5.2
ベンゼン	0.01	0.01	JIS K0125の5.1, 5.2又は5.3.2
セレン	0.002	0.01	JIS K0102の67.2又は67.3
硝酸態窒素	9	7	JIS K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5
亜硝酸態窒素	0.03	0.06	JIS K0102の43.1
ふっ素	0.8	1.4	JIS K0102の34.1又は付表6
ほう素	1	4.5	JIS K0102の47.1, 47.3又は付表7

- * 日本工業規格 JISK0102-1998 工場排水試験方法
- ** 「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月環境庁告示第29号の付表1～付表7
- *** 日本工業規格 JISK0125-1995 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法
- 「検出されないこと」とは、分析方法の欄に掲げる方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 基準値が設定されていない。

表2 生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと	JIS K0102の53

表3 要監視項目として定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
クロホルム	0.05	0.06	JIS K0125*5.1, 5.2又は5.3.1
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	〃
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06	〃
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07	付表**1-1又は1-2
イソキサチオン	0.008	0.008	〃
ダ イキシン	検出されないこと	検出されないこと	〃
フェニトロチオン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと	〃
イソプロチオラン	0.04	0.04	付表2
オキシ銅	0.006	—	付表1-1又は1-2
クロタロニル(TPN)	0.001	0.002	〃
プロピサミト	0.008	—	〃
EPN	検出されないこと	検出されないこと	〃
ジクロロホス(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと	〃
フェノカルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003	〃
イプロホス(IBP)	検出されないこと	0.008	〃
クロニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.2
トルエン	0.6	0.3	〃
キシレン	0.4	—	付表3-1又は3-2
ブタジエン	0.001	0.06	JIS K0102***の59.3, 付表4又は付表5
ニッケル	0.004	0.007	JIS K0102の68.2, 付表4又は付表5
モリブデン	0.07	0.07	JIS K0102の62.2又は付表6
アンチモン	0.008	0.4	JIS K0102の56.2, 56.3, 56.4, 56.5
マンガン	0.2	0.2	

* 日本工業規格 JISK0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

** 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」平成5年4月28日環水規第121号付表1～付表8

*** 日本工業規格 JISK0102-1998 工場排水試験方法

— 基準値が設定されていない。

表4 ダイキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準とその分析法

項目	基準値 (pg TEQ/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
ダイキシン類	1	1	JIS K0312

表5 基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値(mg/L)

項目	基準値 (mg/L)	
	淡水域	海 域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素(残留キタント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	—	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注：分析方法は公定法(JIS K0102)によることが望ましいが、基準値の備考欄に示した文献等の分析方法を採用しても差し支えない。ダイオキシンの分析は、JIS K0312による。

7 農業用水基準（水稲）（農林省公害研究会 昭和 45 年）

項 目		基 準
pH (水素イオン濃度)		6.0 ~ 7.5
COD(化学的酸素要求量)		6 mg/L 以下
SS(浮遊物質)		100 mg/L 以下
DO(溶存酸素)		5 mg/L 以上
T-N(全窒素)		1 mg/L 以下
EC(電気伝導度)		0.3 mS/cm 以下
重金属	As(ヒ素)	0.05 mg/L 以下
	Zn(亜鉛)	0.5 mg/L 以下
	Cu(銅)	0.02 mg/L 以下

「農業用水基準」は、農林水産省が昭和 44 年から約 1 ヶ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和 45 年 3 月に定めた基準で、法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

8 温泉飲用，浴用利用基準

【飲用利用基準】

微生物学的衛生管理

- ア 飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年一回以上、一般細菌数及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認すること。また、着色が認められる場合など必要に応じて、全有機炭素を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときは、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。
- イ 一般細菌，大腸菌群等の検査結果を記録し、都道府県知事等から測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

別 表

検査項目	基 準 値
一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が100 以下であること
大腸菌群	検出されないこと
全有機炭素(TOC)	5mg/L 以下であること

温泉利用基準について（通知） 昭和 50 年 7 月 12 日環自企第 424 号
 （昭和 61 年 7 月 14 日環自施第 244 号で一部改正）
 （平成 元年 12 月 6 日環自施第 438 号で一部改正）
 （平成 19 年 10 月 1 日環自総発第 071001002 号で一部改正）

【浴用利用基準】

公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成 15 年 2 月 厚生労働省 健発第 0214004 号 鹿児島県公衆浴場法施行細則（平成 17 年規則第 35 号）

- 原湯，原水，上がり用水，上がり用湯の水質基準
- 色 度 5 度以下であること
 - 濁 度 2 度以下であること
 - pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること
 - 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 10mg/L 以下であること
 - 大腸菌群 50mL 中に検出されないこと
 - レジオネラ属菌 検出されないこと（10cfu/100mL 未満）
- ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがない場合には、色度，濁度，pH 値及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の項目の基準の一部又は全部を適用しないことができる。
- 浴槽水の水質基準
- 濁 度 5 度以下であること
 - 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 25mg/L 以下であること
 - 大腸菌群 1 個/1mL 以下であること
 - レジオネラ属菌 検出されないこと（10cfu/100mL 未満）
- ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがない場合には、濁度及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の項目の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。
- 原湯，原水，上がり用水，上がり用湯，毎日浴槽内の湯水のすべてを換水している浴槽水については 1 年に 1 回以上の水質検査を行う。
- 毎日浴槽内の湯水のすべてを換水していない浴槽水については 1 年に 2 回以上（ただし、浴槽水の消毒の方法が塩素系の薬剤によるものでない場合には、1 年に 4 回以上）の水質検査を行う。
- 水質検査の結果は、検査の日から 3 年間保管する。

II 土 壤

1 土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3.8.23 環告 46)

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機磷	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルメソシアニドにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格JIS K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法

シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
備考: 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及びEPNをいう。		

2 農用地の土壌の汚染防止等に関する指定要件

昭和46.6.24政令204
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令第1条, 2条

(1) 指定要件

特定有害物質	政令で定める要件
カドミウム及びその化合物	① その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超えると認められる地域であること。 ② 前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超えるおそれが著しいと認められるものであること。 イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。 ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。
銅及びその化合物	その地域内の農用地(田に限る。)の土壌に含まれる銅の量が土壌1kgにつき125mg以上であると認められる地域であること。
砒素及びその化合物	その地域内の農用地(田に限る。以下この号において同じ。)の土壌に含まれる砒素の量が土壌1kgにつき15mg(その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の障害を防止するため適当でないと認められる場合には、都道府県知事が土壌1kgにつき10mg以上20mg以下の範囲内で定める別の値)以上であると認められる地域であること。

※ 各号の要件に該当するかどうかの判定のために行うカドミウム、銅及び砒素の量の検定の方法は、環境省令で定める。

(2) 農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準

(昭和 59 年 11 月 8 日 環水土 149 号)

農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準値は、土壌（乾土）1kg につき亜鉛 120mg とする。

3 特定有害物質による土壤汚染

(1) 指定区域の指定に係る基準(溶出) 平成 14. 12. 26 環令 29 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項 別表第 3

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

(2) 指定区域の指定に係る基準(含有) 平成 14. 12. 26 環令 29 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項別表第 4

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。

鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること。

Ⅲ 産業廃棄物

【有害物質等に係る判定基準】

(1) 産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

〔金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令
(昭和48.2.17総令5) 第1条, 第3条〕

項 目	① 規制対象事業場で生じた汚泥 ② ①を処分するために処理した もの	① 鉍さい (9 PCBを除く) ② 規制対象施設で生じた燃え殻 ③ 規制対象施設で生じたばいじん ④ ①～③を処分するために処理した もの
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
2 水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
3 カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
4 鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
5 有機リン化合物	1 mg/L 以下	
6 六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下
7 ひ素又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
8 シアン化合物	1 mg/L 以下	
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
10 トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
11 テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
12 ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
13 四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
15 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
17 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
20 チウラム	0.06 mg/L 以下	
21 シマジン	0.03 mg/L 以下	
22 チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
23 ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
24 セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
25 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	

(2) 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（最終改正：平成 27 年 12 月 25 日）〕

有害物質等の種類	汚泥 (mg/L)	動植物性残さ (mg/kg)	廃酸・廃アルカリ・ 家畜ふん尿 (mg/L)
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
2 総水銀	0.0005	0.025	0.025
3 カドミウム又はその化合物	0.003	0.03	0.03
4 鉛又はその化合物	0.01	1	1
5 有機燐化合物	検出されないこと	1	1
6 六価クロム化合物	0.05	0.5	0.5
7 砒素又はその化合物	0.01	0.15	0.15
8 シアン化合物	検出されないこと	1	1
9 PCB	検出されないこと	0.003	0.003
10 トリクロエチレン	0.03	0.3	0.3
11 テトラクロエチレン	0.01	0.1	0.1
12 ジクロロメタン	0.02	0.2	0.2
13 四塩化炭素	0.002	0.02	0.02
14 1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04	0.04
15 1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	1
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.4	0.4
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3	3
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.06	0.06
19 1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	0.02
20 チウラム	0.006	0.06	0.06
21 シマジン	0.003	0.03	0.03
22 チオベンカルブ	0.02	0.2	0.2
23 ベンゼン	0.01	0.1	0.1
24 セレン又はその化合物	0.01	0.1	0.1
25 有機塩素化合物	1	4	4
26 銅又はその化合物	0.14	10	10
27 亜鉛又はその化合物	0.8	20	20
28 ふっ化物	3	15	15
29 ベリリウム又はその化合物	0.25	2.5	2.5
30 クロム又はその化合物	0.2	2	2
31 ニッケル又はその化合物	0.12	1.2	1.2
32 バナジウム又はその化合物	0.15	1.5	1.5
33 フェノール類	0.2	20	20
34 1, 4-ジオキサン	0.05	0.5	0.5
油分*	15	—	—

* 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 51.2.26 総令 5）

IV 底質

水底土砂に係る判定基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出し
ようとする金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48.2.17年 総合6）

項	目	基	準	値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
2	水銀又はその化合物	検液 1L につき	0.005	mg 以下
3	カドミウム又はその化合物	検液 1L につき	0.1	mg 以下
4	鉛又はその化合物	検液 1L につき	0.1	mg 以下
5	有機りん化合物	検液 1L につき	1	mg 以下
6	六価クロム化合物	検液 1L につき	0.5	mg 以下
7	砒素又はその化合物	検液 1L につき	0.1	mg 以下
8	シアン化合物	検液 1L につき	1	mg 以下
9	ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき	0.003	mg 以下
10	銅又はその化合物	検液 1L につき	3	mg 以下
11	亜鉛又はその化合物	検液 1L につき	2	mg 以下
12	ふっ化物	検液 1L につき	15	mg 以下
13	トリクロロエチレン	検液 1L につき	0.3	mg 以下
14	テトラクロロエチレン	検液 1L につき	0.1	mg 以下
15	ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき	2.5	mg 以下
16	クロム又はその化合物	検液 1L につき	2	mg 以下
17	ニッケル又はその化合物	検液 1L につき	1.2	mg 以下
18	バナジウム又はその化合物	検液 1L につき	1.5	mg 以下
19	有機塩素化合物	試料 1kg につき	40	mg 以下
20	ジクロロメタン	検液 1L につき	0.2	mg 以下
21	四塩化炭素	検液 1L につき	0.02	mg 以下
22	1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき	0.04	mg 以下
23	1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき	1	mg 以下
24	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき	0.4	mg 以下
25	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき	3	mg 以下
26	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき	0.06	mg 以下
27	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき	0.02	mg 以下
28	チウラム	検液 1L につき	0.06	mg 以下
29	シマジン	検液 1L につき	0.03	mg 以下
30	チオベンカルブ	検液 1L につき	0.2	mg 以下
31	ベンゼン	検液 1L につき	0.1	mg 以下
32	セレン又はその化合物	検液 1L につき	0.1	mg 以下
33	1, 4-ジオキサン	検液 1L につき	0.5	mg 以下
	ダイオキシン類	検液 1L につき	10	pg 以下